

モバカルネット利用規約

本利用規約（以下「本規約」といいます。）には、NTTプレジジョンメディシン株式会社（以下「当社」といいます。）が提供する、医療機関向けのクラウド型電子カルテサービス（モバカルネット）及び関連サービス（以下「本サービス」といいます。）の提供条件及び当社と契約者との間の権利義務関係が定められています。本サービスの利用に際しては、契約者は、本規約の全文をお読みいただいたうえで、本規約に同意し、確実に遵守するものとします。

第1条 （本規約の適用）

1. 本規約は、本サービスの提供条件及び本サービスの利用に関する当社と契約者との間の権利義務関係を定めることを目的とし、契約者と当社との間の本サービスの利用に関わる一切の関係に適用されます。

第2条 （用語の定義）

1. 本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。
 - (1) 本契約：本サービスの利用を希望する者が本規約に同意し当社と契約者との間に締結される本サービスの提供に関する利用契約を意味します。
 - (2) 契約者：本規約に同意の上、本契約を当社と締結し、本サービスの提供を受ける法人、機関等を意味します。
 - (3) 申込者：契約者として、本サービスの利用を希望し、申込みをする者を意味します。
 - (4) 利用者：契約者の役員または従業員（契約者の業務実施地域内で契約者の職務に従事するものを含む。）の中から、契約者が承諾し、本サービスを利用できる者を意味します。
 - (5) ユーザ ID：契約者が指定する利用者を識別するために用いられる符号を意味します。
 - (6) 電子証明書：データの暗号化や認証などの目的に使う公開鍵が正当なものであることを証明するために、認証局によって発行される電子データを意味します。
 - (7) クライアント証明書：利用者が使用する機器が正当なものである（成りすましてない）ことを公開鍵暗号技術により検証するため、利用者の端末にインストールする電子証明書を意味します。
 - (8) 知的財産権：著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権損その他の知的財産権（それらの権利を取得し、またはそれらの権利につき登録等を出願する権利を含みます。）を意味します。
 - (9) 本サービス：当社が別途定めるサービス仕様書に記載のサービスを意味します。
 - (10) 本サポート：本サービスの一部であり、本サービスの契約者からの本サービスの利用に関する各種問合せ対応を意味します。
 - (11) 初期設定：本契約が成立したのちに契約者が本サービスを利用できるようにするために必要な契約者用の WEB サーバ構築等の各種設定を意味します。
 - (12) 端末機器：本サービスを利用するための PC、タブレット、スマートフォンなどを意味します。

第3条 （本規約等の変更）

1. 当社は、当社が必要と判断する場合、20 日前までに周知することにより本規約を変更することができるものとします。当該変更を行うときは、当該変更を行う旨、当該変更後の本規約の内容及びその効力発生時期を当社所定の HP への掲載、その他適切な方法により周知します。
2. 変更後の規約の効力発生後、契約者が特段の申し出なく本サービスを利用し、または利用料金を支払ったとき、その他契約者が当該変更を特段の異議なく承諾したものと当社が判断したときは、当社は契約者がかかる変更同意したものとなります。この場合、特に断りのない限り、本サービスの内容その他の提供条件は、変更後の規約によるものとします。
3. 第 1 項に定めるほか、当社は、社会情勢、経済状況、本サービスの内容変更その他の合理的かつ相当な理由に基づき、第 10 条（本サービスの利用料金等）に定める利用料金等を変更することができるものとします。この場合、当該変更の内容および効力発生時期を、効力発生日の 20 日前までに、当社ウェブサイトへの掲載その他当社が適当と認める方法により通知します。
4. 契約者が前項の通知後、変更の効力発生日までに本契約の解約その他当社所定の手続きを行わず、または変更後に本サービスの利用を継続した場合には、当該変更同意したものとみなします。
5. 前各項にかかわらず、契約者に重大な不利益を与える変更については、当社は合理的な周知期間を設けるものとします。
6. 契約者は、第 3 項に基づく通知がなされた場合において、当該利用

料金等の変更不同意ときは、効力発生日までに当社所定の方法により当社に通知することで第 17 条 1 項の定めに関わらず本契約を解約することができます。

第4条 （本サービスの内容）

1. 本サービスの概要については、当社所定のサービス仕様書にて定めるものとします。なお、当社は法改正又は診療報酬改定等に従い、本サービスの機能追加、改善を目的として本サービスの仕様を変更できるものとし、契約者は変更後の仕様に基づき本サービスを利用するものとします。

第5条 （利用申込み、本契約の成立等）

1. 申込者は、本規約を遵守することに同意し、かつ当社所定の利用申込書を当社の定める方法で当社に提供することにより、当社に対し、本サービスの利用を申し込むことができます。
2. 当社は、前項に定める申込みを審査し、承諾した場合には、その旨を申込者に通知します。
3. 本契約は、当社が申込者に前項に定める通知をした日に成立します。本規約は、本契約の一部を構成します。
4. 当社は、本契約成立後、契約者が本サービスを利用できるようにするものとします。利用開始日は別途契約者に当社が別途定める方法で通知します。
5. 当社は、次のいずれかに該当すると判断した場合には、その利用の申込みを承諾しない、又は本条第 2 項の規定による利用申し込みの承諾後であってもその承諾を取り消すことがあります。
 - (1) 申込者が存在しない場合
 - (2) 当社所定の利用申込書に虚偽の記載または記入漏れがある場合
 - (3) 申込者が過去に本サービスの代金支払いを遅延し、または不正に免れようとしたことがある場合
 - (4) 本サービスの利用目的が、評価、解析その他本来の目的と異なるものであると疑われる場合
 - (5) 申込者またはその代表者、役員において、反社会勢力（暴力団、暴力団員等をいう。）に該当するときまたはそのおそれがある場合
 - (6) その他当社が不相当と判断する相当の理由がある場合
6. 前項の規定に基づき、当社が本契約の申込みを承認しない、又は承諾を取り消す場合は、その旨を申込者に通知します。ただし、当社は、承諾をしない、又は承諾を取り消したことにより申込者が被った損害についての責任を負わないものとし、申込者にそれまでに当社に生じた費用を申込者に請求することができるものとします。

第6条 （届出内容の変更）

1. 契約者は、契約者の氏名、名称、住所、連絡先等当社に届け出た内容に変更があった場合は、当社所定の方法により、速やかにその旨を当社に届け出るものとします。
2. 前項に定める届出を怠ったことにより、当社から契約者への各種連絡、通知などの遅延、不達により契約者が不利益を被った場合であっても、当社はその責を負わないものとします。
3. 当社は、変更内容を審査し、第 5 条第 5 項のいずれかに該当すると判断した場合は、本サービスの利用を一時的に中断し、又は本契約を解除することができます。

第7条 （利用制限）

1. 本サービスは、契約者自身の業務での利用を目的として提供されるものであり、再販目的で使用（第三者に対し有償・無償にかかわらず、第三者に対して本サービスを提供することなど）することはできません。
2. 契約者による本サービスの利用は端末機器から当社指定の URL へ接続することにより行われるものとし、端末機器にインストールする場合を除き、本サービスを構成するソフトウェア自体をダウンロード、コピー等の方法により本条第 1 項の目的で入手することはできません。
3. 契約者の役員または従業員以外で、契約者の業務上本サービスの利用が必要な者（以下、利用希望者という。）が存在する場合には、利用希望者に関する情報（氏名、所属）と利用目的等を当社指定の様式にて当社に通知し、当社が認めた場合にのみこの利用を認めるものとします。この場合、契約者は利用希望者にユーザ ID 等を付与して本サービスを利用させるものとし、この利用希望者を利用者の一人として管理するものとします。
4. 契約者は、利用者に対し、本規約に定める条件を周知し、これに従わせるものとし、利用者の行為は契約者が行ったものとみなします。

第8条 (ユーザ ID、パスワード及びクライアント証明書の管理)

1. 当社は、本契約の成立をもって、ユーザ ID、パスワード、クライアント証明書及びアクセス先 URL 情報をすみやかに契約者に送付します。
2. ユーザ ID、パスワード、クライアント証明書及びアクセス先 URL 情報は、当社が定める方法及び使用条件に基づいて契約者が利用者に使用させるものとします。
3. 契約者は、ユーザ ID、パスワード、クライアント証明書及びアクセス先 URL 情報を自己の責任において管理し、また利用者による本サービスの利用についても責任を負い、不正利用等が発生しないようにします。
4. 契約者は、当社の事前の承諾がある場合を除き、ユーザ ID、パスワード、クライアント証明書及びアクセス先 URL 情報を第三者に開示、貸与、譲渡、名義変更、売買等を行うことはできません。
5. ユーザ ID、パスワード、クライアント証明書及びアクセス先 URL 情報の管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害の責任は契約者が負うものとし、当社は一切責任を負わないものとします。また、ユーザ ID、パスワードとクライアント証明書を利用して認証を行った後に行われた本サービスの利用行為については、すべて契約者が行ったものとみなすものとします。
6. 契約者は、ユーザ ID、パスワード、クライアント証明書の盗難があった場合、ユーザ ID 及びパスワードの失念があった場合、又はユーザ ID 及びパスワード、クライアント証明書が第三者に使用されているおそれがある場合には、直ちに当社のその旨を連絡するとともに、当社からの指示がある場合にはこれに従うものとします。

第9条 (本契約内容の変更)

1. 契約者は本契約を、当社が定める方法によって申込むことにより、変更（ユーザ ID 数の上限数の増減、またはオプション機能の追加若しくは削除）を行うことができます。
2. 当社は、前項に定める申込みを審査し、承諾した場合には、契約者の申込日から 5 営業日以内に申込み内容を反映し、その旨を契約者に通知します。当該変更の申込みから 5 営業日以内に当社から何らの連絡がない場合には、当該変更の申込みは有効に成立したものとします。
3. 契約者は、追加・削除後のユーザ ID 数の上限数、及び新規オプション機能に基づき、本サービスの利用料金を支払うものとします。これらの新規利用料金は、当社が申込み内容の適用を認めた日の属する月から反映するものとします。

第10条 (本サービスの利用料金等)

1. 契約者が当社に支払う本サービスの利用の対価は初期料金、月額利用料金とし、その金額は当社が提示する見積書に定める通りとします。また、支払方法は当社が別途通知する通りとします。
2. 契約者は、当社の発行する請求書に基づき、初期料金は初期設定を行った月の末日の翌日から起算して 1 ヶ月以内、月額利用料金は利用月の末日の翌日から起算して 1 ヶ月以内に本条第 1 項に定める方法にて支払うものとします。この場合、日割りによる請求はいたしません。
3. 当社は、契約者が本条第 2 項に定める支払期間内に初期料金、月額利用料金を支払わない場合は、支払期間満了月の翌月以降、当該初期料金、月額利用料金額に対し月利 0.25% の率で計算した額を遅延利息とし、支払が完了する月まで毎月遅延利息を加算して請求することができます。
4. 契約者は、月の途中で本契約の解約または解除（以下、本条において「終了等」と言います。）が成立した場合であっても、本契約の終了日を含む月までの月額利用料金を本条に従い支払うものとします。この場合、日割りによる請求はいたしません。

第11条 (契約者の義務)

1. 本サービスの提供を受けるために必要な端末機器、ソフトウェアその他の機器、通信回線その他の通信環境等の準備及び維持は、契約者の費用と責任において行うものとします。
2. 契約者は自己の本サービスの利用環境に応じて、コンピューター・ウイルスの感染の防止、不正アクセス及び情報漏洩の防止等のセキュリティ対策を自らの費用と責任において講じるものとします。
3. 契約者は本サービスの利用に関する運用管理規程を作成し、運用管理規程に従った適切な運用と管理を実施するものとします。

第12条 (本サービスの保全と運用)

1. 当社は法改正又は診療報酬改定等に従い、または本サービスの機能追加、改善を目的として本サービスの仕様を変更できるものとします。

契約者は変更後の仕様に基づき本サービスを利用するものとします。変更後の仕様内容が契約者の利用目的に合致しなかった場合でも、損害賠償の他いかなる責任も負わないものとします。

2. 当社は大規模災害に備え、本サービスを提供するシステムを日本国内複数拠点に冗長化するものとします。但し、いくつかのデータセンターが被災し、本サービスが単一拠点で縮退運転せざるを得なくなった場合にはこの限りではありません。
3. 当社は本サービスのネットワーク通信について適切な暗号化を実施するものとし、本サービスに係るコンピューター・システムに対するコンピューター・ウイルスの感染防止、不正アクセス及び情報漏洩の防止等のセキュリティ対策を自らの費用と責任において講じるものとします。
4. 当社は本サービスのデータベースのバックアップを毎日取得し、過去 1 ヶ月分のバックアップデータを保存するものとします。
5. 当社は、本サービスへのアクセス権の制御を行い、第 19 条第 2 項または第 27 条第 4 項に定める場合、問い合わせ対応及びトラブル発生時のデータ修復作業など緊急時の対応を除き、契約者が本サービスに保存したデータにアクセスしないものとします。
6. 当社は本サービスを利用する際の認証方式を適切な強度の認証方式を用いるものとし、契約者は本サービスを利用する際に必ず当社指定の認証を実施するものとします。
7. 当社は、契約者が本サービスを通じて得た情報等の正確性、有用性、特定の目的への適合性について、何等保証するものではありません。
8. 当社は、合理的基準に基づきデータセンターの選定を行います。データセンターの耐震性、電源確保、温度管理、その他の環境及びセキュリティ仕様についてはデータセンター事業者の保証範囲であり、その仕様に変更があった場合、当社は契約者に対して従前の仕様を保証しないものとします。

第13条 (委託)

1. 当社は本サービスの提供に関する業務の全部又は一部を契約者の承諾なしに、第三者に委託することができるものとします。ただし、その場合、当社は責任をもって委託先を管理するものとします。

第14条 (通知)

1. 本サービスに関する通知その他本規約に定める当社から契約者に対する通知は、電子メールによる方法、その他当社の定める方法によって行うものとします。

第15条 (禁止行為)

1. 契約者は、本サービスを利用するにあたり、以下の各号のいずれかに該当する行為を行ってはなりません。
 - (1) 本サービス利用のための一つのユーザ ID を複数人で利用する行為
 - (2) 本サービスを当社のサービスと競合するサービスのために利用する行為
 - (3) 当社、本サービスの他の利用者またはその他の第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利又は利益を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
 - (4) 本サービスについて逆アセンブル、逆コンパイル等のリバースエンジニアリングや、その他の方法でソースコードを解読または入手しようとする行為
 - (5) 犯罪行為に関連する行為又は公序良俗に反する行為
 - (6) 法令又は当社若しくは契約者が所属する業界団体の内部規則に違反する行為
 - (7) コンピューター・ウイルスその他の有害なコンピューター・プログラムを含む情報を送信する行為
 - (8) 本サービスのネットワークまたはシステム等に過度な負荷をかける行為
 - (9) 本サービスに関し利用しうる情報を改ざんする行為
- (10) 当社若しくは本サービスの他の利用者の利用又は運営に支障を与える行為
- (11) 当社による本サービスの提供を妨害するおそれのある行為
- (12) 本サービスのネットワークまたはシステム等への不正アクセスを行う行為
- (13) 当社または第三者に成りすまして本サービスを利用する行為
- (14) 第三者のユーザ ID、パスワード及びクライアント証明書を不正に使用または取得する行為
- (15) 本サービスの他の利用者の情報を収集する行為
- (16) 当社もしくは第三者を差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、第三者への差別を助長し、または当社もしくは第三者の名誉もしくは信用を毀損する行為
- (17) その他、当社が不適切と判断する行為

責任を負わないものとします。

第16条 (本サービスの停止等)

1. 本サービスに関する保守作業を行う場合には、当社所定の方法により事前に契約者に対してその旨を通知するものとします。
2. 前項の定めにかかわらず、当社は以下のいずれかに該当する場合には、事前の通知をすることなく本サービスを停止し、事後、当社所定の方法により速やかに契約者に通知するものとします。
 - (1) 本サービスに関するコンピューター・システムの点検又は保守作業を緊急に行う場合
 - (2) コンピューター・システム及び通信回線等の障害、誤操作、過度なアクセスの集中、不正アクセス、ハッキング等が生じた場合
 - (3) 火災、地震、天災地変、事変、その他の非常事態が発生し、または発生する恐れがある場合
 - (4) その他、当社が停止を必要と判断した場合
3. 本条第2項により、当社が本サービスを停止する場合であっても、契約者は、停止期間中の本サービスの利用料金の支払いを免れないものとします。

第17条 (契約者による本契約の解約)

1. 契約者が、契約者の都合により本契約の解約を希望する場合は、解約しようとする日の前々月末日までに、当社が定める書式に必要事項を記載して、当社の指定する方法により、その旨を当社に通知するものとします。
2. 月の途中で解約した際の当社への支払いについては、第10条第4項に準ずるものとします。

第18条 (当社による本契約の解除)

1. 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、契約者への催告を要することなく本契約の全部もしくは一部を解除することができるものとします。
 - (1) 本規約のいずれかの条項に違反した場合
 - (2) 当社の事業に支障を与える行為を行った場合
 - (3) 当社、その他の第三者に損害を生じさせる目的又は方法で本サービスを利用した、又は利用しようとした場合
 - (4) 手段の如何を問わず、本サービスの提供を妨害した場合（契約者以外の当社の顧客への提供の妨害も含む）
 - (5) 第10条第2項で定める料金の支払いが遅延した場合
 - (6) 差押、仮差押、仮処分、租税滞納処分、その他公権力の処分を受け、または破産手続き開始、民事再生開始、会社更生手続き開始もしくは特別清算開始の申立てが行われた場合
 - (7) 解散もしくは事業の全部を譲渡し、またはその決議がなされた場合
 - (8) 自ら振り出しもしくは引き受けた手形または小切手が不渡りとなる等、支払い停止状態に至った場合
 - (9) 監督官庁から営業停止、または営業免許もしくは営業登録の取消しの処分を受けた場合
2. 月の途中で解除した際の当社への支払いについては、第10条第4項に準ずるものとします。

第19条 (本契約の解約または解除後の処理)

1. 契約者及び当社は、本契約の解約または解除（以下、本条において「終了等」と言います。）後、既に確定した債権債務につき、速やかに清算するものとします。
2. 本契約終了により、当社は契約者に対する以下の処理を行い、完了した旨を契約者に通知するものとします。
 - (1) 当社は、60日以内に、契約者が本サービスを提供するシステムに登録した医療情報を電子媒体で契約者へ提供するものとし、速やかに当該医療情報を本サービスを提供するシステムから削除するものとします。
 - (2) 当社は本条に基づき、契約者が本サービスを提供するシステムに登録したデータを消去したことによって契約者に生じた損害を賠償する義務を負わないものとします。

第20条 (免責及び損害賠償の制限)

1. 当社は、本規約に当社が責任を負う旨が定められている場合に限り、定められた限度で本サービスに関する責任を負うものとします。
2. 本サービスに欠陥がある場合、当社は商業的に合理的な範囲において、速やかに本サービスの修正ないし当該欠陥の除去を瑕疵の除去の努力をすることに限るものとします。
3. 当社は、本サービスにより契約者に生じた損害について、当社に故意又は重過失が認められる場合に、契約者が当社に支払った過去12か月分の利用料金を上限として契約者に生じた直接かつ通常の損害（逸失利益を除く）を賠償するものとし、それ以外の損害については、契約責任、不法行為責任その他請求の原因を問わず、一切の

第21条 (侵害の場合の責任)

1. 本サービスの利用に関して、第三者から契約者に対して知的財産にかかるクレーム、その他の請求が発生した場合、契約者はただちに当社に書面で通知し、当社の行う権利防御等に協力するものとし、当社は、その責任と負担においてかかるクレーム等を処理するものとします。ただし、かかるクレーム等の発生が契約者自身の責めに帰すべき事由に基づく場合及び契約者が当社にクレーム等の発生を速やかに通知しない等の事由により当社が適切な防御を行う機会を逸することになった場合は、契約者の責任と負担においてクレーム等を処理するものとし、当社は契約者に生じた損害に責任を負わないものとします。

第22条 (個人情報の管理)

1. 当社は、本サービスを利用する際に、契約者が入力するデータに個人情報が含まれていた場合、本サービス提供の目的以外で利用しないものとし、個人情報の保護に関する法律及び当社個人情報保護方針に基づいて、紛失・破壊・改竄・漏洩等の危機から保護するための合理的な安全管理措置を講じ、厳重に管理するものとします。
2. 当社は、前項の定め違反し、契約者に損害が発生した場合は、契約者に発生した損害を賠償するものとします。
3. 当社は、本サービスの提供のため必要がなくなった個人情報に関して、一切のコピーを残すことなく、当社責任のもとで速やかに破棄するものとします。
4. 前項、前々項で規定する個人情報には、死者に関する情報も含むものとします。
5. 本サービスを提供するシステムに登録した個人情報については、登録した者の責任で管理するものとし、当社は当該個人情報の取り出し、提供は行いません。但し、本規約第19条第2項、第27条第4項の場合の他、契約者からの要請により、本サービスを提供するシステムから当該個人情報の取り出し、提供を行うことができるものとします。
6. 当社は、契約者が個人情報取扱事業者として必要な措置を講じること等を怠ったことにより生じる責任を負うものではありません。契約者が本サービスを利用する場合でも、契約者が個人情報取り扱い事業者として講ずべき個人情報保護法（指針またはガイドラインを含む）等の定める措置は契約者の責任において実施されるものとします。

第23条 (秘密保持)

1. 本規約において「秘密情報」とは、本規約又は本サービスに関連して、契約者及び当社が相手方より書面、口頭若しくは記録媒体等により提供若しくは開示されたか、又は知り得た、契約者及び当社の技術、営業、業務、財務、組織、本サービスの構成等（画面及び画面構成、HTML、JavaScript等）その他の事項に関する全ての情報を意味します。但し、以下の各号の一に該当する情報については、本契約における秘密情報とは取り扱わないものとします。
 - (1) 契約者及び当社は相手方から提供若しくは開示がなされたとき又は知得したときに、既に一般に公知となっていた、又は正当な理由により既に知得していたもの
 - (2) 契約者及び当社は相手方から提供若しくは開示又は知得した後、自己の責めに帰せざる事由により刊行物その他により公知となったもの
 - (3) 提供又は開示の権限のある第三者から秘密保持義務を負わされることなく適法に取得したもの
 - (4) 秘密情報によることなく単独で開発したもの
 - (5) 契約者及び当社は相手方から秘密保持の必要な旨を書面で確認したもの
2. 契約者及び当社は、秘密情報を本規約に基づく本サービスの利用の目的のみに利用するものとし、相手方の書面による承諾なしに第三者に相手方の秘密情報を提供、開示又は漏洩しないものとします。なお、第三者に秘密情報を開示した当事者は、当該第三者に対して本契約上の義務を遵守させ、当該秘密情報を管理させる義務を負うものとします。
3. 契約者及び当社は、秘密情報を記載した文書又は記録媒体等を複製する場合には、事前に相手方の書面による承諾を得ることとし、複製物についても秘密情報として扱うものとします。
4. 当社は、第13条に基づき本サービスの提供に関する業務の全部又は一部を第三者に委託する際には、契約者への書面による承諾なしに、必要に応じて当該秘密情報を複製した後、委託先へ相手方の秘密情報（当該秘密情報の複製物も含む）の提供、開示を行うことができるものとし、その際は委託先に対して本契約上の義務を遵守さ

せ、当該秘密情報を管理させる義務を負うものとします。

5. 契約者及び当社は秘密情報に関して相手方から求められた場合にはいつでも、遅滞なく、相手方の指示に従い、秘密情報並びに秘密情報を記載又は包含した書面その他の記録媒体物及びその全ての複製物を返却又は廃棄しなければなりません。なお、受領者が秘密情報の廃棄を行った場合は、その廃棄を行ったことを証する書面を作成し、相手方に提出しなければなりません。
6. 契約者及び当社は、自己の役員及び従業員（派遣社員を含む。）が個人的に所有するパソコン等、業務情報の適切な管理を行うために必要な措置を講じていないパソコンにおいて秘密情報を取り扱わせてはなりません。
7. 契約者及び当社が、本条の定めに違反したために相手方に損害が発生した場合は、第 20 条の規定にかかわらず、相手方に発生した損害を賠償しなければなりません。

第24条 （知的財産権）

1. 本サービスの提供に関連して、当社が契約者に貸与または提示する有形・無形の構成物（ソフトウェアプログラム、データベース、アイコン、画像、文章、マニュアル等の関連ドキュメント等及びこれらに含まれるノウハウを含む。）に関する著作権及び著作者人格権を含む一切の知的財産権、その他の権利は当社又は当社に許諾した第三者に帰属するものとします。

第25条 （当社による情報の管理・利用）

1. 当社は、契約者から本サービス利用のための操作説明等のサポートを求められた場合、本サービス画面にログインして操作等の説明を行うことがあります。その際、契約者から事前に了承を得たのち、サービス画面を閲覧、操作してサポート業務を行うことができるものとします。入手した情報は、サポート業務終了後に速やかに破棄するものとします。
2. 当社は、本サービスの改良、サービスの維持管理等を目的として、契約者の本サービスの利用状況、画面・項目の利用頻度、端末利用状況、通信状況等を閲覧して活用できるものとします。
3. 当社は、本条第 2 項で取得したデータは、第 23 条の秘密保持条項に準じて管理するものとします。

第26条 （本契約の譲渡等）

1. 契約者は、当社の書面による事前の承諾なく、本契約上の地位又は本契約に基づく権利若しくは義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできません。
2. 当社は本サービスにかかる事業を他社に譲渡する場合には、譲渡の 3 か月前までに契約者に対して書面による通知を行います。また当社は、当該事業譲渡に伴い本契約上の地位、本契約に基づく権利及び義務並びに契約者の情報その他の情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、契約者は、かかる譲渡につき本項において予め同意したものとします。なお、本項に定める事業譲渡には、通常の事業譲渡のみならず、会社分割その他事業が移転するあらゆる場合を含みます。

第27条 （本サービスの廃止）

1. 当社は、本サービスの一部または全部を何時でも廃止できる権利を有します。
2. 本サービスの一部または全部を廃止する場合、当社は廃止する 6 か月以上前に当該サービスの契約者に対して通知を行います。
3. 当社が予測し得ない事由または法令・規則の制定・改廃、天災等のやむを得ない事由で、サービスを廃止する場合において 6 か月以上前の通知が不能な場合であっても、当社は可能な限り速やかに契約者に対して通知を行います。
4. 本条に基づき本サービスが廃止された場合、当社は、60 日以内に契約者が登録した医療情報を電子媒体で契約者へ提供するものとし、速やかに当該医療情報を本サービスから削除するものとします。
5. 本条に定める手続に従って通知がなされたときは、当社は本サービスの廃止によって生じた契約者の損害について一切の責任を負わないものとします。

第28条 （不可抗力）

1. 当社は、天災、法令、規則の制定・改廃、その他の不可抗力によって本サービスの履行が不能となった場合には、本契約その他の一切の規定にかかわらず、かかる不可抗力によって契約者に生じた損害について一切の責任を負わないものとします。

第29条 （反社会的勢力の排除）

1. 契約者及び当社は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、

将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約するものとします。

- （1）自らまたは自らの役員（取締役、執行役または監査役）が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年間を経過しない者、もしくはこれらに準ずる者、または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下、これらを個別にまたは総称して「暴力団員等」という。）であること
 - （2）自らの行う事業が、暴力団員等の支配を受けていると認められること
 - （3）自らの行う事業に関し、暴力団員等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で暴力団員等を利用し、または、暴力団員等の威力を利用する目的で暴力団員等を従事させていると認められること
 - （4）自らが暴力団員等に対して資金を提供し、便宜を供与し、または不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること
 - （5）本契約の全部もしくは一部の履行が、暴力団員等の活動を助長し、または暴力団の運営に資するものであること
2. 契約者及び当社は、相手方が次の各号の一に該当するときは、何らの通知、催告を要せず即時に本契約の全部もしくは一部を、解除することができるものとします。

- （1）本条第 1 項に違反したとき
- （2）自らまたは第三者をして次に掲げる行為をしたとき
 - ① 相手方に対する暴力的な要求行為
 - ② 相手方に対する法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 相手方に対する脅迫的言辞または暴力的行為
 - ④ 風説を流布し、または偽計もしくは威力を用いて、相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為
3. 契約者は本サービスを第 7 条 3 項に基づき第三者に利用させる場合に当該第三者または当該第三者が属する組織の役員が暴力団員等であることが判明したとき、当該第三者による利用が暴力団員等の活動を助長し、もしくは暴力団の運営に資することが判明したとき、又は当該第三者が自らまたは第三者をして本条第 2 項第 2 号に掲げる行為をしたときは、速やかに当該第三者への利用の停止等その他の必要な措置を取らなければならないものとします。
4. 当社は、契約者が前項に違反したときは、何らの通知、催告を要せず即時に本契約の全部若しくは一部を、解除することができるものとします。
5. 契約者及び当社は、本条第 2 項または前項の規定により本契約の全部若しくは一部を解除した場合、相手方に損害が生じても、これを賠償する責を負わないものとします。

第30条 （準拠法及び管轄裁判所）

1. 本規約及び本契約の準拠法は日本法とし、本規約または本契約に起因し又は関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第31条 （協議）

1. 本規約の解釈について両当事者間に異議、疑義が生じた場合、または本規約に定めのない事項が生じた場合には、互いに信義誠実の原則に従って協議の上、速やかにその解決を図るものとします。

第32条 （その他）

1. 本契約の解約または解除（以下、本条において「終了等」と言います。）後、本規約第 23 条（秘密保持）の規定は本契約終了後 5 年間、並びに、第 19 条第 19 条（本契約の解約または解除後の処理）、第 20 条（免責及び損害賠償の制限）、第 22 条（個人情報の管理）、第 26 条（本契約の譲渡等）、第 30 条（準拠法及び管轄裁判所）の規定は、その後もなお効力を有するものとします。

【2021 年 1 月 27 日制定】

【2023 年 8 月 1 日改定】社名変更

【2024 年 10 月 1 日改定】社名変更

【2026 年 7 月 16 日改定】第 3 条第 3 項から第 6 項までの利用料金の変更に関する規定を追加